

令和8年第1回野洲市農業委員会総会議事録

令和8年1月9日 午後2時より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和8年第1回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 5番 | 中濱 | 佳久 |
| 7番 | 森 | 恒仁 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 11番 | 木村 | 二郎 |
| 12番 | 市木 | 和雄 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

欠席委員

- | | | |
|----|----|----|
| 6番 | 橋本 | 高明 |
|----|----|----|

14番 井狩 憲一

15番 辻 美智子

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	事務局次長	荒川 博志
	臨時職員	苗村 守
農林水産課	主任	中川 大貴
	主事	亀井 茜里

議長（会長）

それでは、只今から、令和8年第1回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は23名であります。

欠席は第6番 橋本委員、第14番 井狩委員、第15番 辻委員であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第11番 木村委員、第12番 市木委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第1号から議第3号の3議案を順次上程します。

先ず、議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で3件でございます。議案書の1ページをご覧ください。
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

市三宅字新開●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 234㎡について、
譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、贈与により土地を引継ぎ野菜作りを行い、採れた野菜は自家用の消費として作物を作る強い意志が有ります。

一方、譲渡人は、近年高齢になり体調も悪くなり、譲受人に、土地を譲り作物を作ってもらうことを望んでおられ双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

八夫字下川原●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積100㎡

八夫字堂ノ後●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積944㎡

八夫字十ヶ坪●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積803㎡

八夫字十ヶ坪●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積2,989㎡

八夫字木塚●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積2,997㎡

合計 7,833㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、これまでも売買を締結する田を耕作しており、農業規模の拡大を行う上で便利が良いとの思いから土地を購入する事となりました。

一方、譲渡人は、農地を所有することが難しく農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページでございます。

吉川字中瀬●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積1,265㎡

吉川字中瀬●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積299㎡

合計 1,564㎡について譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、叔父からの遺言により譲り受けられ、隣接地には自らの作業場があり、現在畑として利用されます。通作距離が長いですが、同作業場で寝泊まりして営農したいとの思いから土地を譲り受けする事となりました。

一方、譲渡人においても、叔父からの遺言により譲渡するように託されており、それに従うことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

なお、この農地については、田畑転換等農地の形状変更届けが提出されておりますので、後ほど、報告第4号で説明させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第3番 北中委員お願いします。

北中委員

3番 北中です。

この案件は11月総会で不調になったもので、譲渡人には先に贈与を行ってから農地転用するように伝えたところ、贈与として申請し直されたものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第8番 田中委員お願いします。

田中委員

8番 田中です。

私からは八夫の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は以前より譲渡人の農地を耕作しておられました。一方、譲渡人は今後も耕作する意思がなく下川原 2406 番を含めて売買の相談をされて今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第9番 角出委員をお願いします。

角出委員

9番 角出です。

私からは吉川の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は隣接地に以前から作業場があり、申請地を畑として利用しておられます。

一方、譲渡人は譲受人の従兄弟であり、畑を耕作して手伝ってもらっていたこともあり、譲受人と、贈与の話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

中濱委員

皆様、明けましておめでとうございます。前回、前々回と休ませて頂きすいませんでした。

一件目の案件についてですが、11月の総会では継続審議となったと聞いています。前回は5条申請であったが、今回は3条申請となったのですが何が違ったのか。教えてほしい。

北中委員

前回の申請では、譲渡人は分筆登記を行わず倉庫を建てる計画であったが、委員の皆さんからは分筆を要するのではとの意見であり、この案件は不調となりました。後に、譲渡人に提出した書類を取り下げて、新たに贈与を申請するように伝えたところ今回の申請となりました。

事務局

申請時において、譲渡人は分筆行わないとの事であったため分筆をするように事務局から伝えていました。その後、分筆をしなくても農地転用が可とのことであったのですが、北中委員のご意見を受け贈与を選ばれて申請しなおされたものです。

中濱委員

分筆登記の是非など事務局はしっかりと指導すべきことだと思います。

事務局

事務局からは後のトラブル防止のために事前協議中に分筆登記を一貫して伝えておりました。

会長

事務局も当案件について関係機関への聞き取り等を行い、申請書への指導を行っています。他にご質疑はございませんか。

田中委員

3番目の案件についてです。
議題1号の3条申請と報告第4号の田畑転換の形状変換の届出について時系列的な説明を求めます。

事務局

時系列には、田畑転換の申請年月日は令和7年11月28日で、その後農地法3条申請が

令和7年12月9日に提出されています。

田中委員

登記がされていない状況ですね。

事務局

そうです。

中濱委員

今の件ですが、登記地目、現況地目と異なる場合に田畑転換を行うように通知をされているのか。

事務局

申請時に現地確認をしております。

米澤委員

2番の件ですが登記面積と世帯経営面積との差異があるが。

事務局

自作地農地面積計と借入地農地面積計が権利取得後の経営面積であって、その中には畑面積が含まれているための差異です。

議長（会長）

他にご質疑はございませんか。

ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第1号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第1号は、許可することに決定致しました。

次に、議第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、
を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件です。議案書の2ページをご覧ください。

まず1件目、資料は別紙Aの7ページから11ページでございます。

八夫字上辻●●●番、登記地目・現況地目とも田、面積676㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天駐車場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、当該地の隣接に工場の拡大に伴う新築工場を計画されており、この計画に伴い雇用も増加し、従業員の駐車場が必要となることから今回の申請をされたものです。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの8ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの9ページの図面をご覧ください。

申請地の東側には県道、南側には田及び宅地、西側には里道及び水路、北側には市道がございます。

別紙Aの10、11ページは平面・横断図面です。敷地全体に盛土を行い露天駐車場を設置されU字溝により排水されます。

次に2件目、資料は別紙Aの12ページから15ページでございます。

北比江字吉茶市鼻●●番●、登記地目・現況地目ともに畑、面積19㎡

北比江字吉茶市鼻●●番●、登記地目・現況地目ともに畑、面積89㎡

合計108㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、貸駐車場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、不動産業を営んでおり、当該地周辺の住宅地の方から、近隣で借りられる駐車場はないかという声を聴いておられて、土地所有者である譲渡人と売買の話がまとまったことから今回の申請をされたものです。

別紙Aの12ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの13ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色の着色部分です。

別紙Aの14ページの図面をご覧ください。

申請地の南側には市道、その他周囲は宅地等となっています。

別紙Aの15ページは横断図面です。周囲にコンクリートブロックを設置し全体的に盛土を行い駐車場に整備されます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第8番 田中委員お願いします。

田中委員

8番 田中です。

一番の件については、事務局から説明があったとおりです。

申請者は以前から隣接地で会社経営をされておられ、事業拡張に伴うもので、従業員の露天駐車場を確保するもので、今回の用地を購入し転用をするものであります。

議長（会長）

第6番 橋本 委員におかれましては本日欠席されていますので、本職よりご説明いたします。

（会長 説明）

北比江の案件について説明致します。

譲受人は、不動産業を営んでおり、当該地周辺の住宅地の方から、近隣で借りられる駐車場

はないかという声を聴いておられて、当該周辺に貸駐車場を計画できないかと交渉していたところ、今回申請地の土地所有者である譲渡人と売買の話がまとまったことから今回の申請をされたものです。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

議長（会長）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第2号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第2号は許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

本議題につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができませんので、貸借関係の委員さんにつきましては
ご退席をしていただきます。

第7番 森委員、第17番 清水委員、第18番 山本委員、第19番 岩井委員、第23番 小森委員に退席を求めます。

なお、本職におきましても退席します。

【委員 退席】

田中職務代理者

それでは、会長に代わりまして職務代理者である私が進めさせていただきます。
事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の 3 ページをお願いいたします。資料は別紙 B でございます。

それでは、「議第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。

内容は別紙 B の明細書のとおりです。

農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、B の 1 から 7 ページの一括方式、187 筆 359,756.8 m²と最終ページ 8 ページの機構から受け手の 8 筆 23,140 m²でございます。

合計 195 筆 382,896.8 m²です。

事務局からの説明は以上となります。

田中職務代理者

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第 3 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 3 号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、議第 3 号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

【退席された委員が自席に着席】

田中職務代理者

退席されていた、森 委員、清水 委員、山本 委員、岩井 委員、小森 委員、立入 委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第3号は、議案のとおり決定いたしました。

ここで、議長を交代します。

議長（会長）

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

案件は1件です。

資料は別紙Aの16ページでございます。

市三宅字淵ヶ上●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 291㎡について、届出人 ●●●●氏 から、貸露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

案件は5件です。

まず1件目、資料は別紙Aの17ページでございます。

上屋字下芝原●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 201㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、資材置き場及び社員駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

次に2件目、資料は別紙Aの18ページでございます。

小篠原字四反田●●●●番●、登記地目・現況地目とも 田、面積 991㎡ について

譲渡人 ●●●●、●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、分譲住宅用地5区画とするため、農地転用の届出があったものです。

次に3件目、資料は別紙Aの19ページでございます。

西河原字四丁目●●●●番●、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 43㎡

西河原字四丁目●●●●番●、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 287㎡
合計 330㎡について譲渡人 ●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、分譲住宅用地2区画とするため、農地転用の届出があったものです。

次に4件目、資料は別紙Aの20ページでございます。

小篠原字東今●●●●番、登記地目、現況地目とも 畑、面積 52㎡ について、譲渡人 ●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、駐車場用地とするため、農地転用の届出があったものです。

次に5件目、資料は別紙Aの20ページでございます。

小篠原字東今●●●●番、登記地目、現況地目とも 畑、面積 52㎡

小篠原字金ヶ糸●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 24㎡

合計 76㎡について

譲渡人 ●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、駐車場用地とするため、農地転用の届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
続きまして、報告第3号 土地利用協議の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第3号 土地利用協議の報告について」を説明いたします。
議案書の7ページをご覧ください。
案件は2件です。

まず1件目、資料は別紙Aの21ページでございます。

大篠原字天竺●●●●番● 登記地目・現況地目ともに田、面積1,057㎡、の内25.03㎡について、届出人 ●●●●氏から、送電鉄塔建て替えに向けた地質調査工書の作業ヤードのため土地利用協議書の届出があったものです。

A-21ページでは、赤色着色部分が申請地の農地となります。

工事完了後は原状回復をされるものです。作業計画時期は 許可日から2026年2月28日を予定されています。

次に2件目、資料は別紙Aの22ページでございます。

大篠原字天徳●●●●番● 登記地目 山林、現況地目 畑、面積1,060㎡

及び大篠原字天徳●●●●番● 登記地目 山林、現況地目 畑、面積1,565㎡

合計2,625㎡の内2,001.82㎡について、届出人 ●●●●氏から、送電鉄塔建て替え工事に伴う作業ヤードのため土地利用協議書の届出があったものです。

A-22ページでは、赤色着色部分が申請地の農地となります。

工事完了後は原状回復をされるものです。

作業計画時期は許可日から2027年2月28日を予定されています。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第4号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告についてを議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第4号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について」を説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙Aの23ページでございます。

案件は1件です。

吉川字中瀬●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積1,265㎡

吉川字中瀬●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積299㎡

合計 1,564㎡について、届出人 ●●●●氏から、野菜・樹園地のため、田から畑の田畑転換として農地の形状変更届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。

これもちまして、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもって、令和8年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 15：05